

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成30年6月号 vol.44



先月号で参加宣言をしていました40キロのチャリティーウォーク、無事完歩してきました！

スタートでおやつを買うためにコンビニで時間を潰し出遅れたことが影響し、我がグループは常に最後尾。途中の牛丼ももしや食べられないのかとヒヤヒヤしました。睡魔との闘いではありましたが、夜通しグループでおしゃべりしながら無事にゴール出来たことは楽しい思い出となりました。来年もまた参加したいと思います(^)/

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



近年、相続した不動産について相続登記がされておらず、所有者の把握が困難となり、まちづくりのための公共事業が進まないということが社会問題の一つになっています。この問題を打開すべく、相続登記にかかる移転手数料を免税とする措置ができました。

”不動産価格の0.4%の登録免許税が免税となります”

お客さまから相続登記ってしないといけないの？という質問を受けることがあります。相続登記をすることでのメリット、しないことでのデメリットとして一般的には以下のような点があげられます。

(相続登記をしていることでのメリット)

・相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができ、また、借入の担保などにもできる。

(相続登記をしていないことでのデメリット)

・当事者に所在不明の人がいる場合、すぐに登記の手続きができない。相続が複数回重なると、相続人調査だけでかなりの時間とコストがかかり、不動産を売却しようとしてもすぐに売却ができない。

次のような相続の場合、Cは自己の名義とするためにA→Bの相続登記をしなければなりません。今年度の税制改正で、この相続登記にかかる登録免許税が免税とされとされています。[平成30年4月1日～平成33年3月31日まで]

【 A(死亡)→B(Aから相続したが相続登記をしないまま死亡)→C 】

「今月の本の紹介」

「帳簿の世界史」

(ジェイコブ・ソール 著・文春文庫)

本書は、帳簿の発展の歴史を眺めながら、世界史を学べる実に興味深い一冊でした。

「帳簿の力」が、スペイン帝国を栄えさせ、フランス革命のきっかけになり、さらにアメリカの独立の成功をもたらしているという著者の着眼は非常に面白いものでした。

ただ、一方では複雑化した会計がリーマンショックを招いてしまったという会計システムの恐さも感じました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<くにんじんのタイ風サラダ>

- ・人参 1本→千切り
 - ・ミックスナッツ 20g→細かく砕く
 - ・ナンプラー 大1、レモン汁 大1/2、砂糖 大1/2
 - おろしにんにく 少々、塩 少々 (A)
 - ・パクチ 適量→サク切り
- ①(A)を混ぜ合わせる。
 - ②人参を(A)で和える。
 - ③器に盛り、ナッツをちらし、パクチをのせる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所